

(案)

宝石サンゴの採捕に係る承認基準

- 1 本基準は、神奈川県漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示第5号（令和5年2月10日公告）に係る委員会が承認する場合の基準について必要な事項を定める。
- 2 委員会が承認をする場合は、次の基準によるものとする。
 - (1) 国若しくは地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又はこれらの機関の委託を受けた者が試験・研究を目的として、宝石サンゴを採捕する場合
 - (2) その他委員会が特に認める場合
- 3 2の承認を受けようとする者は、宝石サンゴ採捕承認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて委員会に申請しなければならない。
 - (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 用船による場合は、船舶使用承諾書（第3号様式）
 - (3) その他委員会が必要とする書類
- 4 委員会は、3の申請を受けたとき、その申請が2の基準に適合すると認められる場合は、宝石サンゴ採捕承認証（第4号様式。以下「承認証」という。）を当該申請者に交付するものとする。
- 5 譲渡又は販売の禁止
委員会の承認を受け宝石サンゴを採捕した者は、指示の有効期間を問わず、採捕した宝石サンゴを譲渡又は販売してはならない。
- 6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止
委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。
- 7 承認の取消し
委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

8 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、宝石サンゴを採捕するときには、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕従事者に携帯させなければならない。

9 採捕報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕の結果について、宝石サンゴ採捕報告書（第5号様式）により採捕期間終了後1月以内に承認証を添えて委員会に報告しなければならない。

なお、返納時に承認証を亡失していた場合は、宝石サンゴ採捕承認証亡失届（第6号様式）を委員会に提出すること。

10 承認証の書換交付

採捕の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに宝石サンゴ採捕承認証書換交付申請書（第7号様式）に3の書類及び承認証を添えて委員会に提出すること。

11 承認証の再交付

採捕の承認を受けた者は、承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかに宝石サンゴ採捕承認証再交付申請書（第8号様式）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

(附則)

本基準は、令和5年3月1日から施行する。